

平成22年第3回定例会意見書・決議全文

真に必要とされる公共投資の推進による景気対策を求める意見書

我が国の経済は、リーマンショック後の最悪期は脱したものの、依然として低成長にとどまっている。雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いている。特に、地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレや公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいる。

政府は、当面の景気回復のための経済対策を実施するべきであり、特に、地方経済の振興は国の景気対策として欠かせない。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、公共施設の耐震化や、近年多発しているいわゆる「ゲリラ豪雨」などへの災害対策といった潜在的需要が高い公共投資を積極的に行なうことで、景気対策を進めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、真に必要とされる公共投資の推進による地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策を行うため、下記の事項を実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
- 2 太陽光発電の普及・促進や、介護施設の拡充などの公共投資を着実に推進し、内需の振興を図ること。
- 3 老朽化した橋梁・トンネル、上下水道管などの施設の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	内閣府特命担当大臣 (国家戦略)
文部科学大臣	あて
厚生労働大臣	財務大臣 あて
経済産業大臣	衆議院議長
環境大臣	参議院議長
国土交通大臣	

脳脊髄液減少症の医療推進に関する意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツによる外傷などによって脳脊髄液が漏れることで引き起こされ、子供からお年寄りまで、だれでもなり得る病気である。頭痛や全身倦怠感、目まいなどさまざまな症状(不定愁訴)があらわれることで日常生活に支障を来すが、一般的な認知度が低いため、病気であるのに怠慢等の批判を受け、苦しんでいる患者が多くいる。

しかし、脳脊髄液減少症については、検査までは保険が適用されるようになつたが、いまだ確立された診断・治療法がないのが現状である。近年、有効な治療法として、患者自身の血液を患部に注入して脳脊髄液の漏れをとめるプラッドパッチ療法が実施されているが、保険の適用対象外であることから、高額な治療費により患者及び家族にとって経済的・精神的に大きな負担となつており、治療法の確立を含めた早急な対応が必要である。

よって、本市議会は国に対し、脳脊髄液減少症の認知を進め、診断及び治療の確立を早期に実現するよう下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法の研究を促進し、治療費を保険の適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症について、教育現場における周知徹底を図り、長期欠席児童・生徒の学習支援体制を確立すること。
- 3 治療には、保険の適用がなされたいため、経済面での負担が多く大変厳しい現状を踏まえ、安心して治療が受けられるように災害共済給付制度の対象に加えること。
- 4 交通事故による脳脊髄液減少症患者(むち打ち症患者等)の実態調査を早急に実施し、相談及び支援体制を確立すること。
- 5 交通事故による脳脊髄液減少症のプラッドパッチ療法を自動車損害賠償責任保険の適用対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	国土交通大臣 あて
厚生労働大臣	衆議院議長 あて
文部科学大臣	参議院議長
財務大臣	

地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年7月24日をもってアナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送(地デジ)に完全移行することが予定されている。

こうした中、総務省の調査では、今年3月時点で地デジに対応したテレビの世帯普及率が83.8%と発表された。しかしながら、ビルの陰などで電波が届きにくい施設への対策は達成率が約48%となっている。また、共同アンテナ改修が必要なマンションなど210万施設への対応も約77%にとどまっている。

アナログテレビ放送終了まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を実施することが必要である。

一方、来年7月の地デジ完全移行に伴い大量のアナログテレビが廃棄物となることが予想され、不法投棄が懸念されることから、不要となったテレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

こうした地デジへの移行、廃棄物の処分については、地方自治体への影響も大きく、政府は取り組みを一層推進するべきである。

よって、本市議会は国に対し、地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて移行が円滑に進むよう、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 地デジ移行の啓発活動をより一層推進し、現在全国52カ所にある総務省テレビ受信者支援センター(デジサボ)の相談窓口をさらにふやすこと。
- 2 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビルの陰などにより電波が届きにくい世帯についても確実な移行策を推進すること。

3 大量のアナログテレビが一斉に廃品になり、不法投棄が懸念されるため、その防止及び円滑なリサイクル回収が着実に行われるよう対策を十分に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	衆議院議長 あて
厚生労働大臣	参議院議長 あて
農林水産大臣	

東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を求める決議

現在、国立大学法人東京大学は本市花見川区にある「緑地植物実験所」を西東京市の多摩農場へ移転しようとしている。

同実験所は、昭和26年に隣接地の東京大学総合運動場で大賀一郎博士が発掘し、千葉県の天然記念物、また、本市の花にも指定されている約2,000年前の大賀バスを系統保存している、かけがえのないすぐれた研究施設である。

また、昭和29年に園芸実験所として開設されて以来、緑地植物学等に多くの成果を上げ、実験所内には「大賀バス」をはじめ200種を超える国内外のバス栽培されており、毎年夏には、地元の恒例行事として40年以上も続いている花園バス祭り「観蓮会」が開催され、5,000人以上のバスの爱好者が訪れている。

同実験所の4.7ヘクタールの敷地は、市街地に残された貴重な緑地であり、地域のオアシスとして親しまれており、緑の保全という面からも、同実験所の移転は本市にとって大きな損失である。

よって、本市議会は、本市の文化、歴史、環境面に大きく貢献している東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年9月6日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	衆議院議長 あて
農林水産大臣	参議院議長 あて
財務大臣	

国営かんがい排水事業「北総中央地区」の平成25年度事業完成等を求める意見書

北総中央地区は、千葉県北部に広がる北総台地にあって本市ほか6市にまたがる3,267ヘクタールの地域であり、首都圏における農産物の供給基地として県下でも有数の畑作を主体とした農業地帯である。これまでには、農業用水として主に地下水や台地からの湧出水を利用しており、天水のみに依存している地域もあるなど、不安定な農業経営を余儀なくされていた。

北総台地で昭和40年代ごろまでに実施されたかんがい排水事業は地下水を水源にしてきたが、現在では、本地域のほぼ全域で千葉県及び本市の「環境保全条例」により地下水の採取が規制されており、地下水にかかる水源の確保が喫緊の課題となっている。

一方、来年7月の地デジ完全移行に伴い大量のアナログテレビが廃棄物となることが予想され、不法投棄が懸念されることから、不要となったテレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

こうした地デジへの移行、廃棄物の処分については、地方自治体への影響も大きく、政府は取り組みを一層推進するべきである。

よって、本市議会は国に対し、地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて移行が円滑に進むよう、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 地デジ移行の啓発活動をより一層推進し、現在全国52カ所にある総務省テレビ受信者支援センター(デジサボ)の相談窓口をさらにふやすこと。
- 2 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビルの陰などにより電波が届きにくい世帯についても確実な移行策を推進すること。

3 大量のアナログテレビが一斉に廃品になり、不法投棄が懸念されるため、その防止及び円滑なリサイクル回収が着実に行われるよう対策を十分に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	衆議院議長 あて
厚生労働大臣	参議院議長 あて
農林水産大臣	

国営かんがい排水事業「北総中央地区」の平成25年度事業完成等を求める意見書

北総中央地区は、千葉県北部に広がる北総台地にあって本市ほか6市にまたがる3,267ヘクタールの地域であり、首都圏における農産物の供給基地として県下でも有数の畑作を主体とした農業地帯である。これまでには、農業用水として主に地下水や台地からの湧出水を利用しており、天水のみに依存している地域もあるなど、不安定な農業経営を余儀なくされていた。

北総台地で昭和40年代ごろまでに実施されたかんがい排水事業は地下水を水源にしてきたが、現在では、本地域のほぼ全域で千葉県及び本市の「環境保全条例」により地下水の採取が規制されており、地下水にかかる水源の確保が喫緊の課題となっている。

一方、来年7月の地デジ完全移行に伴い大量のアナログテレビが廃棄物となることが予想され、不法投棄が懸念されることから、不要となったテレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

こうした地デジへの移行、廃棄物の処分については、地方自治体への影響も大きく、政府は取り組みを一層推進するべきである。

よって、本市議会は国に対し、地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて移行が円滑に進むよう、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 地デジ移行の啓発活動をより一層推進し、現在全国52カ所にある総務省テレビ受信者支援センター(デジサボ)の相談窓口をさらにふやすこと。
- 2 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビルの陰などにより電波が届きにくい世帯についても確実な移行策を推進すること。

3 大量のアナログテレビが一斉に廃品になり、不法投棄が懸念されるため、その防止及び円滑なリサイクル回収が着実に行われるよう対策を十分に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	衆議院議長 あて
厚生労働大臣	参議院議長 あて
農林水産大臣	

東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を求める決議</